

## 一一〇 大東亜戦争

昭和一六年一一月八日に開戦となつた戦争の、支那事変をも含めた呼称である。この呼称は、同月一一日の閣議において、「今次ノ対米英戦争及今後情勢ノ推移ニ伴ヒ生起スルコトアルヘキ戦争ハ支那事変ヲモ含メ大東亜戦争ト呼称ス」として、決定された。

この呼称は、昭和二〇年八月一五日以降も用いられていたが、同年一一月一五日のいわゆる神道指令により、公文書において使用することが禁じられたため、当時、「大東亜戦争」という文言を用いていた法令については、この指令を受けて、「大東亜戦争」を「今次ノ戦争」に改める措置が採られた。

なお、その後、当該戦争の統一的呼称に関し、政府として、特段の決定は行っていない。

(質問主意書・答弁書)

(昭六二・五・一五 対滝沢幸助・衆)

第四について

・・・また、御指摘の戦争の呼称に関しては、昭和二十年十一月のいわゆる神道指令を受け、法令中の「大東亜戦争」の文言を「今次ノ戦争」に改める措置がとられた経緯があるが、その後、当該戦争の統一的呼称に関し、特段の決定は行っていない。

## (国会答弁例)

〔衆・予算委一分科 昭六〇・三・八〕  
藤波内閣官房長官 答弁

○藤波国務大臣 昭和十六年十一月十一日の閣議におきまして、さきの大戦の呼称を大東亜戦争とするという旨が決定をされております。しかしながら、昭和二十年十一月のいわゆる神道指令を踏まえまして、閣議を経て、戦争の呼称を今次の戦争などと変更して現在に至つておる、こういう経緯でござります。

## (参考資料)

○今次戦争ノ呼稱並ニ平戦時ノ分界時期等ニ付テ (昭和一六年一二月一二日 閣議決定)

一、今次ノ對米英戦争及今後情勢ノ推移ニ伴ヒ生起スルコトアルヘキ戦争ハ支那事變ヲモ含メ大東亜戦争ト呼稱ス

二、給與、刑法ノ適用等ニ關スル平時、戦時ノ分界時期ハ昭和十六年十一月八日午前一時三十分トス

三、帝國領土(南洋群島委任統治區域ヲ除ク)ハ差當リ戦地ト指定スルコトナシ

但シ帝國領土ニ在リテハ第一號ニ關スル個々ノ問題ニ付其他ノ状態ヲ考慮シ戦地並ニ取扱フモノトス

○情報局発表 (昭和一六年一二月一三日付け朝日新聞による。)

今次の対米英戦は、支那事變をも含め大東亜戦争と呼称す、大東亜戦争と称するは、大東亜新秩序建設を目的とする戦争なることを意味するものにして、戦争地域を大東亜のみに限定する意味に非ず

## ○「神道指令」(抄)

国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件

(昭和二〇年一二月一五日連合国軍最高司令官總司令部參謀副官發第三号日本政府ニ対スル覚書)

一、國家指定ノ宗教乃至祭式ニ対スル信仰或ハ信仰告白ノ(直接的或ハ間接的)強制ヨリ日本國民ヲ解放スル為ニ戰爭犯罪、敗北、苦惱困窮及ビ現在ノ悲慘ナル狀態ヲ招来セル「イデオロギー」ニ対スル強制的財政援助ヨリ生ズル日本國民ノ經濟的負担ヲ取り除ク為ニ神道ノ教理並ニ信仰ヲ歪曲シテ日本國民ヲ欺キ侵略戰爭ヘ誘導スルタメニ意図サレタ軍國主義的並ニ過激ナル國家主義的宣伝ニ利用スルガ如キコトノ再ビ起ルコトヲ防止スル為ニ再教育ニ依ツテ國民生活ヲ更新シ永久ノ平和及民主主義ノ理想ニ基礎ヲ置ク新日本建設ヲ實現セシムル計画ニ対シテ日本國民ヲ援助スル為ニ茲ニ左ノ指令ヲ発ス。

イヽリ (略)

又 公文書ニ於テ「大東亜戰爭」、「八紘一宇」ナル用語乃至ソノ他ノ用語ニシテ日本語トシテノソノ意味ノ連想ガ國家神道、軍國主義、過激ナル國家主義ト切り離シ得ザルモノハ之ヲ使用スルコトヲ禁止スル。而シテカカル用語ノ即刻停止ヲ命令スル。

ルヽワ (略)

二、(略)

三、日本帝國政府ハ一九四六年三月十五日迄ニ本司令部ニ対シテ本指令ノ各項ニ從ツテ取ラレタル諸措置ヲ詳細ニ記述セル總括的報告ヲ提出スベキモノナルコト。

四、日本ノ政府、県厅、市町村ノ凡テノ官公吏、屬官、雇員並ニアラユル教師、教育關係職員、國民、日本國内在住者ハ本指令各項ノ文言並ニソノ精神ヲ遵守スルコトニ対シテ夫々個人的責任ヲ負フベキコト。

最高司令官ニ代リテ  
參謀副官 陸軍大佐

H · W · アレン

○「大東亜戦争」という文言の改正例

昭和二十一年三月十三日

内閣總理大臣 男爵 幣原 喜重郎  
内務大臣 三土 忠造  
大藏大臣 子爵 滋澤 敬三  
運輸大臣 村上 義一

勅令第三十九號（官報三月十四日）

左ニ掲タル法律及勅令中「大東亜戦争」ヲ「今次の戦争」ニ改ム

臨時船舶管理法

昭和二十年法律第十九號

昭和二十年勅令第六十七號

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年三月十四日

内閣總理大臣 男爵 幣原 喜重郎

大藏大臣 子爵 滝澤 敬三

勅令第百四十二號（官報三月十四日）

左ニ掲タル法令中「大東亜戦争」ヲ「今次ノ戦争」ニ改ム

國有財産法

臨時利得税法

臨時軍事費特別會計法

臨時資金調整法

臨時租税措置法

臨時通貨法

特別法人税法

納稅施設法

企業整備資金措置法

外資金庫法

軍需金融等特別措置法

昭和十二年法律第九十四號

昭和十三年法律第二十二號

昭和十四年法律第三十一號

昭和十五年法律第六十九號

政府職員共済組合令

會計規則等戰時特例

## 臨時資金調整法特例

昭和十九年勅令第二百四十五號

昭和十九年勅令第三百二十一號

昭和二十年勅令第四百七十八號

## 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(注) 最近まで「大東亜戦争」という文言を用いていた法令としては、許可認可等臨時措置法(昭一八・三・一八法七六)があつたが、行政事務に關する國と地方の關係等の整理及び合理化に關する法律(平三・五・二一法七九)により廃止された(廃止に係る規定の施行は平四・五・一〇)。これに伴い、同法により民法(明二九法八九)の一部が改正され、法人に係る主務官庁の権限の委任に關する規定(民法第八三条の二等)が整備された。

## ○旧許可認可等臨時措置法(昭一八・三・一八 法七六)

①大東亜戦争ニ際シ行政簡素化ノ為必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法律ニ依リ許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等ヲ要スル事項ニ付左ニ掲タル措置ヲ為スコトヲ得  
一〇六 (略)

2・3 (略)

## ○「太平洋戦争」という文言を用いている現行法令

①沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に關する特別措置法

(昭五一・五・一八 法四〇)

## (定義)

第一条 この法律において「位置境界不明地域」とは、沖縄県の区域内において、太平洋戦争による破壊又はアメリカ合衆国の軍隊の行為によって、土地の形質が変更され、又は土地登記簿及び地図が滅失したことにより、各筆の土地の位置境界が明らかでないこととなつた土地が広範に存在する地域として、政令で定めるところにより、沖縄開発庁長官又は防衛施設庁長官が指定したものをいう。

2・3 (略)

②沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令(昭五一・九・八 政一六〇)

## (財政措置)

第十三条 国は、法第二十二条第一項に規定する位置境界不明地域内にある前条各号に掲げる道路を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から日本国との平和条約の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものを当該道路の道路管理者(道路法第十八条第一項の道路管理者をいう。以下同じ。)が取得する場合においては、当該土地の取得に要する費用について、前条第一号及び第二号に掲げる道路に係るものについてはその十分の八を沖縄県に対し、同条第三号に掲げる道路に係るものについてはその十分の八を当該道路の道路管理者である市町村に対して、補助するものとする。

2・3 (略)

## ③所得税法施行令（昭四〇・三・三一 政九六）

## （寡婦の範囲）

第十一條 法第一條第一項第三十一号イ又はロ（寡婦の意義）に規定する夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、次に掲げる者の妻とする。

- 一 太平洋戦争の終結の当時もとの陸海軍に属していた者で、まだ国内に帰らないもの
- 二 前号に掲げる者以外の者で、太平洋戦争の終結の当時国外にあってまだ国内に帰らず、かつ、その帰らないことについて同号に掲げる者と同様の事情があると認められるもの

## 三一五（略）

## 2（略）

## ④地方税法施行令（昭一五・七・三一 政一四五）

## （寡婦の範囲）

第七条の二 法第一十三條第一項第十一号イ又はロに規定する夫の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、次に掲げる者の妻とする。

- 一 太平洋戦争の終結の当時もとの陸海軍に属していた者で、まだ法の施行地内に帰らないもの
- 二 前号に掲げる者以外の者で、太平洋戦争の終結の当時法の施行地外にあってまだ法の施行地内に帰らず、かつ、その帰らないことについて同号に掲げる者と同様の事情があると認められるもの

## 三一五（略）

## 2（略）